

**環太平洋戦略的経済連携協定（P4協定）（仮訳）**  
**(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)**

平成23年3月  
農林水産省

**第3章**  
**物品の貿易**

**第3.1条：定義**

この章の目的において：

**広告のための映像及び録音物**とは、記録された視聴覚媒体（フィルム、テープ又はディスク）又は音声媒体（テープ又はディスク）であって、物品やサービスの広告又は宣伝のために、締約国の領域内において営業活動を行っているか又はその住人である、いかなる企業、会社又は個人により作成されたものを指す。ただし、一般大衆に対して公表するための媒体はこれに含まれない。

**農産品**とは、WTO協定の一部を構成している農業協定の第2条で定められる物品を意味する。

**僅少価値の商品見本**とは、1米ドル又はこれに相当する締約国通貨単位を超えない価額の商業サンプルであって、単品の状態又は輸送のためにまとまった状態にあり、サンプルである旨の表示、破断、穿孔、又は商業サンプル以外の販売や利用の用途に適さないような処理が施されたものを指す。

**領事取引**とは、ある締約国の物品を他の締約国に輸出する際、領事インボイス又は商用インボイスのための領事ビザ、原産地証明、積荷目録、輸送業者の輸出申告書又は輸入に際して必要となるその他の税関書類を取得するために、その物品を輸出国の領域内に所在する輸入国の領事に対し、予め提出すべき要件を指す。

**無税**とは、関税が免除されることを指す。

**輸出補助金**とは、WTO協定の一部を構成している農業協定第1条（e）で定められた意味を持つ。なお、当該条項に修正が加えられた場合はこれを準用する。

**スポーツ目的で承認された物品**とは、その物品を輸入する締約国の領域内におけるスポーツ競技、試技、訓練に使用するための用具又は装備を指す。

**展示又は実演を目的とする物品**とは、実演用に作られた機器、装置、模型であって、他の用途に適さず、かつ、HS関税分類の90.23類に分類されるものを指す。

印刷された広告材料とは、HS 関税分類の 49 類に分類され、物品やサービスの販売促進、広告、宣伝のために利用される、冊子、パンフレット、リーフレット、貿易目録、貿易団体発行の年報、観光宣伝資材及びポスター等を含む、物品やサービスの宣伝が実質的な目的の無償で提供されるものを指す。

### 第 3. 2 条：対象範囲

他に定めのある場合を除き、本章は締約国間で取引されるすべての物品の貿易に対して適用される。

### 第 3. 3 条：内国民待遇

各締約国は、1994 年のガット第 3 条の規定に従って、他の締約国の物品に対して内国民待遇を提供しなければならない。このため、1994 年のガット第 3 条の規定は、これを準用する形で、この協定に組み込まれて不可分の一体をなす。

### 第 3. 4 条：関税の撤廃

1. この協定に他の定めのある場合を除き、締約国は原産品に関し、既存の全ての関税について引上げを行ってはならず、また、いかなる態様の関税も適用してはならない。
2. この協定に他の定めのある場合を除き、また、附属書 1 で定められた締約国の譲許表に従う場合を除いて、この協定が発効した時点で、各締約国は他の締約国の原産品に関する全ての関税を撤廃する。
3. 締約国は、他の締約国の求めに応じ、自国の譲許表に定められた関税撤廃の前倒し実施を検討するために協議しなければならない。物品に関する関税撤廃の前倒しに係る複数の締約国間の合意については、第 17.2 条（事務局の機能）に従って当該締約国により相互に承認された時点で、譲許表に従って定められた当該物品の関税率や段階分類に優先することとなる。

### 第 3. 5 条：修理又は調整後に再輸入される物品

1. 締約国は、その原産地の如何にかかわらず、自国の領域内から他の締約国の領域内に修理又は調整を目的として一時的に輸出された後に、自国の領域内に再輸入される物品に対しては、関税を課さない。この場合、その修理又は調整が当該他の締約国の領域内で行われるか否かは問わない。

2. 締約国は、その原産地によらず、修理又は調整のために他の締約国の領域内から一時的に持ち込まれる物品について関税を課してはならない。
3. 本条の目的において、修理又は調整には以下の操作や手続を含まない。
  - (a) 当該物品の本質的な性質を破壊し、又は、新規の若しくは商業的に異なる産品を創造すること
  - (b) 製造過程にある物品を最終産品に変換すること

### 第3. 6条：僅少価値の商品見本及び印刷された広告用資料の無税持込み

酒類及びたばこ産品を除き、締約国は、他の締約国の領域内から輸入される僅少価値の商品見本及び印刷された広告用資料について、その原産地を問わず、無税での持込みを認めなければならない。ただし、以下の要件が課され得る。

- (a) これらの商品見本は、締約国の領域内、他の締約国又は非締約国から提供される物品やサービスの売込勧誘のみを目的に輸入されるものであること
- (b) これらの印刷された広告用資料は、各々一つだけの資料を梱包したパッケージで輸入され、また、これらの資料やパッケージが大きな委託物品の一部として輸入されないこと

### 第3. 7条：物品の一時的な持込許可

1. 酒類及びたばこ産品を除き、締約国は、以下の物品について無税での一時的な持込許可を与えなければならない。
  - (a) 新聞社やテレビ用の機材、ソフトウェア及び放映用・映画撮影用機材などを含む専門機材であって、商業活動、貿易又は実業家の職務遂行に必要なもの
  - (b) 展示又は実演を目的とする物品
  - (c) 商品見本及び広告用映像・録音記録
  - (d) レース等のイベントを含む、スポーツ目的で承認された物品。その物品の原産地の如何を問わない
2. 締約国は、関係者の要請に応じ、その税関当局が正当と認める理由がある場合において、一時的持込許可の期限を当初の定めより延長する。ただし、当該物品の性格と個々の事例における状況を勘案した上で延長の期間が合理的であり、かつ、当初認められた持ち込み期間を上回らないことを条件とする。
3. 本条第1項の物品に関する無税での一時的な持込許可に関し、締約国はこれらの物品について以下の点を除いて何らの条件を課してはならない。
  - (a) これらの物品が、商業活動、貿易、職務遂行又は当該者のスポーツ活動に利用するため、他の締約国の国民又は住民である特定個人自ら又はその管理の下でのみ利用されること

- (b) 当該地域内において、販売、賃貸、廃棄又は譲渡を行わないこと
- (c) 本来であれば当該物品の持込み又は最終輸入の際に負担しなければならない課金額を上回らない範囲で、その輸出の際に返還され得る保証金を支払うこと
- (d) 輸入時及び輸出時にその物品の特定確認ができること
- (e) 本項(a)に定める者が出国する際、または、一時的な持込許可の目的に照らして別途締約国が定める期限までに輸出されること
- (f) 意図する目的に照らして合理的な量を上回らないこと
- (g) 締約国の国内法に照らして持込み可能であること

4. 前項に基づき締約国が課す要件が満たされない場合、当該締約国は、通常の場合に当該物品に対して課されるべき関税及びその他の賦課に加え、その国内法に基づいて、その他の賦課又は罰金を課することができる。

5. 各締約国は、その税関当局を通じて、本条の下で許可された物品の迅速な持込みのための手続を適用しなければならない。可能な限り、この手続を通じて、物品が一時的な入国を目的としている他の締約国の国民又は住民により持ち込まれた場合、その物品はその国民又は住民の入国と同時に持ち込まれるようにする。

6. 各締約国は、本条に基づいて一時的に持ち込まれた物品について、その持込みが認められた場所ではなく、税関当局が承認した出国地からの輸出を認めなければならない。

7. 第12章（サービスの貿易）に関し、

- (a) 締約国は、他の締約国の領域から一の締約国の領域に入国した国際運送用の車両やコンテナについて、経済的に合理的な経路での出国と、その迅速な出発を認めなければならない。
- (b) 締約国は、国際運送用の車両やコンテナについて、入国時と出国時の税関の場所が違うというだけの理由により、保証金を要求したり、罰金や課徴金を課することができない。
- (c) 締約国は、車両やコンテナの出国時に特定の税関を通じて出国することを、入国に際して課される保証金を含む負担金の返還の条件とすることができない。
- (d) 締約国は、コンテナを積載して他の締約国から当該締約国に入国した車両やキャリアについて、他の締約国に当該コンテナを積み戻す際の車両やキャリアがこれと同一のものであることを要求することはできない。

### 第3. 8条：非関税措置

1. 締約国は、WTO協定の下での権利及び義務に従い、又は、この協定の他の規定に別途定める場合を除き、他の締約国から輸入される物品に対し、また、他の締約国の地域内に向けて輸出する物品に対し、非関税措置を適用し又は維持してはならない。

2. 前項の規定は附属書 3. A に定める措置には適用しない。

### 第 3. 9 条：通関手数料及び手続き

1. 締約国は、物品の輸出入に関して適用されている手数料、課徴金、手続及び要件が、1994 年のガットの下での義務に整合的でなければならないことに合意した。
2. 締約国は、他の締約国からの物品の輸入について、関連する手数料や課徴金も含め、領事取引を課さない。
3. 各締約国は、インターネット又はこれと同等なコンピューターによる遠隔通信網を通じて、輸出入に関連して適用している現行の手数料及び課徴金のリストを入手可能な状態にする。

### 第 3. 10 条：輸出課徴金

締約国は他の締約国に対する全ての物品の輸出に関し、課徴金、税金その他の賦課金を適用又は維持しない。ただし、このような課徴金、税金及び賦課金が、国内消費に仕向けられる物品に対して適用又は維持されている場合を除く。<sup>1</sup>

### 第 3. 11 条：農業輸出補助金

1. 締約国は農産品について多国間ですべての態様の輸出補助金を撤廃するという目的を共有し、そのような合意を達成するための努力において協力し、いかなる形の輸出補助金であれその再導入を防止する。
2. この協定の他の規定にかかわらず、締約国はこの協定の発効日の時点において、他の締約国に向けた農産物についてすべての態様の輸出補助金を撤廃することに合意し、いかなる形の輸出補助金であれ、その再導入を防止することに合意した。

### 第 3. 12 条：安定価格帯制度

1. チリは、法律 18.525 号第 12 条とその後の改正法及び後継制度に基づき設定された安定価格帯制度を、当該法律が対象とする産品<sup>2</sup>について維持する。

---

<sup>1</sup>具体的には、1994 年のガット第 8 条（輸出及び輸入に関する手数料及び手続）の規定に整合的に適用されている物品の輸出に際しての手数料、課徴金、手続及び要件については、この条の規定は適用しない。

<sup>2</sup>安定価格帯制度の対象となっている産品は、HS 1001.9000, 1101.0000, 1701.1100, 1701.1200, 1701.9100, 1701.9910, 1701.9920, 1701.9990（注：小麦及び小麦粉、甘しや糖及びてん菜糖など）だけである。

2. 前項の産品について、チリは他の締約国に対し、他の第三国に対して与える特惠関税待遇を下回らない最恵国待遇を与えなければならない。この第三国には、1994年のガット第24条（関税同盟及び自由貿易地域）に基づき通報される合意又は将来の合意の対象国が含まれる。

### 第3. 13条：農業特別セーフガード措置

1. チリは、附属書3. Bに掲げた少数の特定されたセンシティブ農産品について、特別セーフガード措置を適用できる。

2. チリは特別セーフガード措置の適用に当たって、締約国間でこれらの物品に関する貿易を自由化してその拡大を推進するという、この協定の下での自らの約束に整合的な形でこれを実行するよう努力しなければならない。

3. チリは、附属書1に規定されるチリの譲許表に定められた猶予期間に続く期間において、関税が撤廃されていく特定の期間に限って、物品に関する特別セーフガード措置を適用できる。チリは、この協定に基づいて当該物品が無税措置の地位を達成した後には、特別セーフガード措置を適用できない。

4. 第3. 4条の規定にかかわらず、チリは以下に定める追加的関税措置の方法で、附属書3. Bに規定される物品に対し、特別セーフガード措置を導入することができる。そのような追加税と、第3. 4条に従って適用される輸入税その他の賦課金の合計額は、以下のいずれか低い方を上回ってはならない。

(a) MFN実行税率

(b) 基準税率

5. チリは、対象物品の半年間の輸入量が、附属書3. Bに定められる物品について半年ごとに設定される数量ベースの発動基準を上回った場合に、特別セーフガード措置を適用できる。

6. 前項に基づき、チリが適用する特別セーフガード措置は、当該半年間の終了時点までしか維持できない。

7. 問題となる物品であって輸送中にあり、かつ、本条に基づき追加関税が適用される以前にその取引契約が成立したものについては、追加関税の適用が免除される。ただし、これらの物品が次の半年間における第5項の発動基準の適用のために、次の半年間における当該物品の輸入量として算入されることを条件とする。

8. チリは、同一の産品に対して、特別セーフガード措置の適用と同時に、1994年のガット第19条（セーフガード）及びセーフガード協定に基づく措置を適用又は維持してはならない。
9. チリは、全ての特別セーフガード措置を透明な方法で適用しなければならない。チリは、他の締約国が容易にアクセスできるような方法で、その時点での輸入量の公表を確保しなければならない。また、そのような措置の適用に当たっては、実行可能な十分な事前の段階で、また、いかなる場合でも10営業日前までに、関連するデータも含め、他の締約国に対して書面で通報しなければならない。仮に、設定された発動基準数量を超過しまたは超過することが確実な状況において、チリが特別セーフガード措置を適用しないことを決定した場合には、チリは他の締約国に対して直ちにその決定を通報しなければならない。
10. 締約国の求めに応じ、チリは直ちに協議に応じて情報の交換に協力し、適切な場合には、特別セーフガード措置の適用条件を俎上に載せる。
11. 物品の貿易に関する委員会が本条の実施状況と運用状況について検証を行う。
12. 本条の目的において、**特別セーフガード措置**とは第4項に記載される特別セーフガードを意味し、**基準税率**とは附属書1に定められた輸入締約国の譲許表で示された輸入物品に関する関税率を意味する。

### 第3. 14条：物品の貿易に関する委員会

1. 締約国は物品の貿易に関する委員会を設立し、締約国又は事務局の求めに応じ、本章及び第4章（*原産地規則*）に関連して生じたいかなる問題についても検討することができる。
2. この委員会の機能には、以下を含む。
  - (a) 前項で明記した章の実施状況を検証し、また、
  - (b) 締約国間の物品の貿易に関する障壁への対処を含む市場アクセスの改善を推進・促進し、本協定の下での関税撤廃を加速化させるため、具体的な措置を特定して勧告を行う。